

『グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けて』
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
製品 3 R システム高度化WG 取りまとめ(概要)

平成 17 年 8 月

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会製品 3 R 高度化ワーキング・グループは、平成 17 年 1 月に設置され、同年 8 月まで 7 回の審議を行い、一連の議論を取りまとめた。取りまとめの概要は以下のとおりである。

1. 製品 3 R システムの高度化を図る上で目指すべき社会像

ライフサイクル・シンキング型社会システムへの変革

製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品の廃棄までではなく、再生材・再生部品の利用までを見据えた「ゆりかごからゆりかご」までのシステムを我が国の経済社会にビルトインすることを目指すべきである。

量から質への新たな価値創造に向けた環境配慮情報の活用

「環境配慮情報」の内容が、従来の機能や価格に加え、市場における製品の新たな評価軸となり、製品の環境配慮への努力が市場にて適切に評価され新たな価値を創造すること、それにより触発された事業者の環境配慮への取組が更に新たなイノベーションを生み出す活力となることを目指すべきである。

グリーン・プロダクト・チェーンの実現

製造事業者における「グリーン・マニュファクチャリング」を促進し、それを消費者(グリーンコンシューマー)や市場(グリーンマーケット)が評価する形で経済システムに環境配慮対応を組み込むこと、すなわち「グリーン・プロダクト・チェーン」を具現化することが重要である。

国際整合性の確保

世界に先駆けて製品にライフサイクル・シンキングが組み込まれた経済社会を構築するとともに、諸外国・地域とも連携・協力しつつ、他国においても同様の社会が構築されていくことを促進すべきである。

2. 製品 3 R システム高度化の方向性

ライフサイクルを考慮した環境配慮設計 (Design for Environment)

製品の設計・製造段階での環境配慮設計の対象となる製品分野や具体的な対応については、リデュース・リユース・リサイクルの順に考慮され、制度的なりサイクルの在り方等、製品の社会的なライフサイクルを踏まえたものであるべきである。

対象となる製品分野

制度的に 3 R 対応を求めるべき際の考え方を基本としつつ、サプライチェーンの裾野の広い産業分野のうち製造事業者等の対応可能性、国際的な検討状況等を勘案し、当面は回収・リサイクルの十分な実績がある家電製品やパソコン等を念頭に検討すべきである。その他の製品への拡大は中長期的な課題として引き続き検討すべきである。

環境配慮設計の具体化・統一化

特に具体化・統一化が求められている、3 R 配慮設計・製造の推進、製品含有物質への対応について具体的措置を検討すべきである。これらの措置に係る環境配慮情報を社会全体として活用していくために、製品のライフサイクルにおける各主体が活用しうる表示ルール、情報共有の具体的な措置を講じていくことが重要である。

2 - 1 . 環境配慮設計措置の具体的事項

3 R 配慮設計・製造の推進

家電リサイクル等の進展も踏まえ、製品における環境配慮性を再生資源の活用という観点から適正に評価するために、製品の新たな評価軸として、再生プラスチック類等の再生資源利用率を定義し、この表示を求めることが必要である。また、使用済製品からの資源の有効利用を促進するため、特に再生プラスチックの材質表示、ネジ位置や解体位置等の表示の統一化を図るとともに、再生プラスチック材料やそれを使用した部品の品質基準等について、関連メーカー間の共働を進めるべきである。

製品に含有される物質への対応

リユース・リサイクル段階において適切に分別管理することにより、環境への排出抑制、リユース・リサイクル工程の効率化やリサイクルされた再生資源の品質向上に繋がる可能性が高いことから、製品に含有され、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質の情報をサプライチェーンの中で管理し、当該物質情報を開示・モニタリングする仕組みを目指すべきである。

これらの物質の情報開示方法については、情報開示の相手方に応じて、例えば以下のような方法が考えられる。

製品本体や包装箱における対象物質の含有マーク表示

製品カタログや取扱説明書、当該製品のウェブサイトにおける対象物質の含有マーク、含有箇所、含有量等の表示

当面の措置

資源有効利用促進法を活用して、まずは製品に含有される物質への対応から着手するべきである。具体的には、製造事業者に加え輸入販売事業者に対して、以下の6物質を管理の対象とし、指定再利用促進製品のうち以下の製品について対応を求めることとするのが適当である。

【対象物質】

鉛及びその化合物 水銀及びその化合物 六価クロム化合物

カドミウム及びその化合物 ポリプロモビフェニル

ポリプロモジフェニルエーテル（デカプロモジフェニルエーテルを除く。）

【対象製品】

パーソナルコンピュータ ユニット形エアコンディショナ テレビ受像機

電気冷蔵庫 電気洗濯機 電子レンジ 衣類乾燥機

製品含有物質への対応以外の措置については、現在、国内において規格化に向けた取組が進められていることを踏まえ、今後の国際標準化に向けた内外の動向等を勘案して、引き続き検討していくのが適当である。

2 - 2 . 環境配慮情報の活用の方向性

グリーン・プロダクト・チェーンの中での消費者・需要家の役割

環境配慮製品を選択的に購入すること、購入した製品の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を心がけること、使用済となった段階で使用者として適切な排出を行うこと、等の役割を通じてライフサイクル・シンキング型社会への積極的な貢献が求められる。

消費者・需要家に対する環境配慮情報提供の在り方

消費者・需要家が「グリーン・プロダクト・チェーン」の中で、製品の環境配慮性を分かりやすい形で判断しうるような方法を模索することが必要であるとともに、今後、3Rの取組に併せ省エネ性等のその他の環境配慮情報についても総合的に配慮し

た手法を検討していくことが重要である。また、ユーザーサイドからの評価を製造事業者サイドにフィードバックしていく等、「グリーン・プロダクト・チェーン」における環境コミュニケーションを促進していくべきである。

サプライチェーン間の情報提供

法的枠組みによる措置をサプライチェーン全体にわたって講ずることは不要であるが、環境情報が可視化されて流通し、その効率性や信頼性が向上するよう、含有情報等を提供すべき対象物質については必要事項の明確化を図ると共に、提供方法等の技術的な含有物質開示手順については、知的財産保護や国際的な整合性の確保や規格の活用を含め、共通化を促進すべきである。

3 . 国際整合性の確保

ＪＩＳ等の規格の活用と国際的な整合性の確保

表示の方法といった技術的な事項に属するものについては、機動的な対応を確保する観点からもＪＩＳ等の規格を引用すべきである。さらに、ＩＥＣ等での国際的な標準化に向けた対応を産業界や政府が連携・共創して積極的に行うべきである。